

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
八戸市

2 構造改革特別区域の名称
八戸ワイン産業創出特区

3 構造改革特別区域の範囲
八戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

八戸市（以下、「本市」という。）は、本州の北端にある青森県の南東部に位置（北緯 40 度 30 分、東経 141 度 29 分）し、北部中央の青森市、南西部の弘前市と県内を 3 分する経済圏の 1 つの中核として位置付けられている。

面積は 305.54k m²であり、北部は奥入瀬川が東流し、太平洋に注いで市界をなし、これと並流して馬淵川、新井田川が市の中心を流れている。

(2) 気候

年平均気温は約 10℃、年降水量は 1,000mm 程度、年日照時間は 1,925 時間程度である。

夏季は、比較的冷涼であるが、冬季は、東北地方北部にありながら積雪量が少なく、日照時間が多いことが特徴となっている。

(3) 人口

昭和 4 年の市制施行当初の人口は約 5 万 2 千人であり、その後、昭和 29 年から 33 年にかけての近隣町村との合併や平成 17 年の南郷村との合併を経て、現在の人口は約 23 万 4 千人となっている。

(4) 産業

恵まれた自然環境と古くから続く歴史・伝統・文化を背景に育んできた

地域資源を生かしながら、農業、水産業、工業、商業等の多様な産業が集積している。

農業は、水稻、野菜、果物、花き、畑作物及び畜産物等の多彩な生産が行われ、市域の食料供給を担いながら、高速交通網の整備による広域流通が行われており、平成 26 年の農業産出額は約 143 億円となっている。

水産業は、八戸港が昭和 35 年に特定第 3 種漁港に指定されたことを契機に魚市場や加工施設、冷凍冷蔵施設の整備による水産都市としての基盤づくりが進められ、これまでに 6 度、水揚げ数量日本一を記録している。近年の国際的な漁業規制の強化や日本周辺海域における水産資源の減少により、水揚げ高は減少傾向にあるものの全国上位の水準を維持しており、平成 27 年の水揚げ金額は約 197 億円となっている。

工業は、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に工業港、工業用水道及び産業道路等の産業基盤の強化が図られ、紙・パルプ、非鉄金属、鉄鋼、食料品等を中心とする基礎素材型産業の集積が進み、さらに、近年には、ソフトウェア業、精密機械部品製造業等の集積も進み、平成 26 年の製造品出荷額等は約 5,016 億円となっている。

商業は、ロードサイド型の大型店舗や郊外型のショッピングセンターの立地等商業施設の郊外への分散化が進み、中心市街地の再生が課題となっているものの、青森県南及び岩手県北における大規模商圈を担っており、平成 26 年の年間商品販売額は約 7,060 億円となっている。

平成 22 年国勢調査による就業人口は、108,446 人であり、産業別割合は、第一次産業が 4%(3,926 人)、第二次産業が 23%(24,456 人)、第 3 次産業が 71%(77,412 人)、その他が 2%(2,652 人)となっている。

このように、本市の農業は基幹産業の 1 つであり、その中の主要農産物の 1 つである葉たばこの生産が、葉たばこ需要の減少により縮減し、地域経済に大きな影響を与えていることから、平成 26 年 5 月に本市の附属機関として「八戸市南郷新規作物研究会議」を創設し、その検討の結果、国内市場が拡大傾向にあり、また、ぶどうの生産、ワインの製造、物流及び販売等産業として裾野が広く、既存の民業への波及効果の高いワイン産業を創出することとし、平成 26 年度からワイン用ぶどうの品種選定のための調査、ワイン用ぶどうの生産に関する講習会の開催及びワイン文化の醸成を図るためのセミナーの開催等の施策を展開している。ワイン用ぶどうの品種選定のための調査では、平成 26 年度から 27 年度の 2 年間で計 18 品種、約 2,200 本のワイン用ぶどうを農業経営者に栽培委託しており、平成 29 年度から本格的な収穫期を迎える予定としている。また、併せてワイン生産を希望する生産主体がワイナリーの整備に向けた取組を進めているところであり、ワイン生

産事業への参入を進めるためには、ワイン用ぶどうの生産量の少ない時期からワイン生産を実施できるようにする必要があり、最低製造数量基準の引き下げを要するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の多様な産業による民間活力を最大限に引き出し、民業をさらに拡大させるため、構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、ワインの生産を少量から可能にすることで、多様なワイン生産主体によるワイン生産事業への参入の促進を図ることとしている。

このことにより、市内民業の連携による6次産業化を活性化させるとともに、八戸ワインという新たな地域資源の創出による本市の魅力の向上にも寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の新たな産業として、ワイン産業を創出することにより、農業経営者によるぶどうの生産、ワイン生産主体によるワインの製造、物流及び販売だけではなく、本市の農畜産物や水産物を利用した食事とのマリアージュによる食産業の振興や複数のワイン生産主体による集積地の形成を進めることにより、ワインツーリズムによる観光産業を振興し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることとしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、ワイン用ぶどうの生産面積が増加するとともに、ワイン生産主体の創出により民業が拡大され、雇用の創出に寄与することが想定され、また、本市の農畜産物や水産物を利用した食事とのマリアージュによる食産業の振興が図られることにより、さらなる農畜水産業の活性化、そして、ワインツーリズムによる観光産業の振興による交流人口の増大に繋がることを見込んでいる。

(経済的社会的効果の指標)

指標	平成28年度	平成29年度	平成33年度
ワイン用ぶどう生産苗木数	2,200本	3,200本	15,000本
特産酒類製造事業者数	0事業者	2事業者	3事業者
特産酒類製造量	0kℓ	4kℓ	6kℓ

8 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

- 1 特定事業の名称
709(710) 特産酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
八戸市の全域
 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細
上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。
このことにより、農業の振興だけではなく、ワイン生産主体の創出により民業が拡大され、雇用の創出に寄与することが想定され、また、本市の農畜

産物や水産物を利用した食事とのマリアージュによる食産業の振興が図られることにより、さらなる農畜水産業の活性化、そして、ワインツーリズムによる観光産業の振興による交流人口の増大に繋がることを見込まれる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう指導及び支援を行う。